次

目

示

告

指定医療機関の廃止の届出 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 一四五ページ 同

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治

砂

防 Щ

課)

一四七 — 四 六 一四六

(東濃農林事務所) 一四七

保安林の指定解除 急傾斜地崩壊危険区域の指定

教育委員会告示

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公

特定非営利活動法人の設立認証申請

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良事業の工事の完了

博物館の登録抹消

交

通

企

画

課) 一四八

名

示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

土地改良区役員の退任及び就任 土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) | 四八

二ック

もりファミリークリ 医療法人万裕会

会 医療法人

万裕

さ

流通 整備

(商 農 同 地 業

)一四九

課) 一四九 課) 一四九

うえだ整

形

外

科

医療法人

ケア

(西濃農林事務所) 一五〇 (揖斐農林事務所) 一五〇

野

田

整

形

外

科

医療法人

和順

さ

とう整

形外科

う整形外科 医療法人

さと

第 二 千 二 百 四 +

九

号

金曜日)

成二十三年 五 月 二 + 日

平

示

告

岐阜県告示第三百二十号

においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項 たので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残 九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定し 年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定による医療扶助及び

平成二十三年五月二十日

(社会教育文化課) | 四八

開

設 者

称

所

在

岐阜県知事

古

田

肇

地

指 定 年月

日

平成 三·

高山市新宮町六八三 一 --

多治見市松坂町一

同

六 三 瑞浪市北小田町二 二九 同

羽島郡笠松町田代五〇一 同

羽島郡笠松町門間一二七 同

岐 阜 県 公 報

(金曜日 金曜日 発行 (休日に当たる)

毎週

岩

村

医

院

会 医療法人

至信

0

平成二十三年五月二十日

第2249号		岐 阜 県	公	報	平成 23 年 5 月 20 日 (146)
名 (平成二十三年五月二十日	り告示する。 十四条第四項において十四条第四項において十四条第四項において	滑な帰国の促進及び永生活保護法(昭和二	岐阜県告示第三百二十一号	秋田歯科医院りニック本科医院リニックカスモス薬局 揖斐カルユー ユリアイクカニック
上 佐 松 開 田 守 岡 友 剛 実 均 者	日日	その例によるものとの円滑な帰国の促進との例によるものと	住帰国後の自立の支十五年法律第百四十	号	イカルユー大山株式会社サンテ大山株式会社サンテ4財4日6日6日7日6日7日<
所在地域町一 一多治見市松坂町一 一番	岐阜県知事 古 田	り告示する。 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定によ二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により	滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円		羽島郡岐南町二 一一九郡上市八幡町島谷一四六郡上市八幡町島谷一四六郡・本町六 一関市本町六 一四 一四 一四 一四 一四 一四 一四 一四 一回
同 平 成 完 年 月 日	肇	宗の二の規定により (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	は律第三十号)第四残留邦人等の円		平 同 同 同 同 同 成 三 · 一 : 元
二 保安林として指定された目的 「保安林として指定された目的」 「保安林として指定された目的」 「保安林として指定された目的」 「保安林として指定された目的」 「保安林として指定された目的」 「大五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の一、五二十八の十、五二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所		する。知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通本林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第「!!!	岐阜県告示第三百二十二号	コスモス薬局揖斐店(中ファルマ)(夕宮七三)一三)(同じて、「大変局揖斐店)(中では、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「	1 加藤歯科医院 加藤歯科医院 加藤 芳 紀 関市本町六 一 同 1 大田歯科医院 秋 田 有 一 羽島郡笠松町門間 二十 同 1 大田 整形外科 佐 藤 真 司 羽島郡笠松町門間 二十 同 1 大田 五〇一 一九 同 1 大田 整形外科 野 田 和 也 瑞浪市北小田町二 二九 同 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 日 1 大田 東京 大田 東京 大田 東京 日 日 1 大田 東京 大田 東京

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めなり

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

2

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

岐阜県告示第三百二十三号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十三年五月二十日

岐

岐阜県知事 古 田

X

域

名

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四三の三まで、五二四四、五二四五の一、五二四五の二、五二四六の一、五二四六の 五二五五まで、五二五七、五二五八、五二六三、五二六四、五二六八から五二七〇ま 二、五二四七の一から五二四七の六まで、五二四八から五二五〇まで、五二五二から

保安林として指定された目的

147

水源のかん養

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二三九から五二四一まで、五二四三の一から五二

五二七二、五二七三、五二七四の一から五二七四の三まで

(-)変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

肇

可児市兼山 示すとおりとする。) 字盛住町

五八七番 六〇六番 二号から四号

及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域 (次の図に

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線

五九二番1 五九四番 五号 六号

五九二番五 七号

五八九番

可児市役所に備え置いて縦覧に供する。) Ιţ 省略し、 その図面を岐阜県県土整備部砂防課、可茂土木事務所及び

(「次の図」

岐阜県告示第三百二十五号

の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

岐阜県告示第三百二十四号

に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

次のとおりとする。

2 1

主伐に係る伐採種は、

定めない。

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

肇

岐阜県知事 古 田

X 域 第2249号 岐 阜 県 報 平成 23 年 5 月 20 日 公 (148) Ξ = 館に係る登録を平成二十三年四月一日抹消したので告示する。 岐阜県教育委員会告示第三号 条第一項の規定により告示する。 のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第十五条第二項の規定により次の博物 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 ひだ 岐阜県ミュージアム 保安林として指定された目的 平成二十三年五月二十日 解除の理由 解除に係る保安林の所在場所 多治見市大薮町字迫間洞一九八三の四四 平成二十三年五月二十日 公衆の保健 土地改良事業用地とするため 施 設 名 教育委員会告示 高山市千島町九〇〇 所 在 岐阜県教育委員会 岐阜県知事 地 委員長 稲 古 岐阜県 設 本 田 置 者 肇 正 次 一条第二項の規定により告示する。 域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 (平成二年国家公安委員会規則第七号) 第 域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地 活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 委嘱した委員 岐阜県公安委員会告示第三号 署管轄区域 中津川警察 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の二十九第一項の規定により、地 活動区域 申 平成二十三年五月二十日 平成二十三年五月二十日 特定非営利活動法人の設立認証申請 請 の あ っ 青野 氏 た 年 公 公安委員会告示 · 月 日 政夫 名 平成二十三年四月二十六日 中津川市手賀野 示 住 岐阜県公安委員会 岐阜県知事 委員長 所 水 古 田 谷 五月二日 日年 委嘱年月日 邦 肇 照

=

届出者の氏名又は名称 平成二十三年五月十日 届出年月日

Ξ

建物の名称及び所在地 株式会社三洋堂書店

山県市高富二四〇五 三洋堂書店高富店

外

特定非営利活動法人の名称 氏 名 特定非営利活動法人農林業経営支援センター

兀 五 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東二丁目一番一五号

定款に記載された目的 この法人は、農林業関係者に対して、健全で豊かな森

発展に寄与することを目的とし、ひいては、農林業経営 の活性化によりもたらされる農業・林業の多面的機能が 業経営の活性化に関する事業、また、林業と密接に関わ る農業の活性化に関する事業を行うことで、一次産業の づくりと持続可能な森林経営を実現するために必要な林

することを目的とする。

十分に発揮されることで、

広く地域住民の暮らしに寄与

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十三年五月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模

提出することができる き事項について意見を有する者は、 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

平成二十三年五月二十日

肇

岐阜県知事 古 田

> 四 平成二十四年一月十一日 大規模小売店舗の新設日

五 店舗面積

一、四六三平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七台

荷さばき施設の面積

七

四二平方メートル

土地改良事業計画の変更の適当の決定

同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後 法第八条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同 次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、

平成二十三年五月二十日

の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

岐阜県知事

古 田

肇

土地 改憲那市美	行士			
良東区部	者名			
区 惠那市美濃東部地	施行に係る地区名			
恵那	縦覧			
市役	場場			
所	所			
同平成三	縦			
-	覧			
六五 - <u>-</u> 七〇	期			
−○から	間			

土恵

施

土地改良事業の工事の完了

十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九

平成二十三年五月二十日

岐阜県知事

古 田

施 行 に 係 る 地 X 名 I 事 完 了 年 月 日

事 業 の 種 類

同 杉 岡 司 朗 安八郡神戸町大字北一色 六六八番地	三九九番地の一	揖斐郡池田町下東野 一	河村 治雄 揖斐	同	第 2
同 高崎昭夫 安八郡神戸町大字横井 二〇六番地	六四番地	揖斐郡池田町上田	渡邊。信行、揖斐郡	平成理事	2 4
同 川本 隆 揖斐郡池田町砂畑 一七三番地の一	所		名 住	改良区名 年月日 役名 七土 地 退 任 役名 七	9号
同 石崎、松、雄、揖斐郡池田町六之井 六七一番地				退任した役員	
区 同 河村治雄 揖斐郡池田町下東野 三九九番地の一	肇	知事 古 田	岐阜県知事		
土地改良 三· 枣· 0				平成二十三年五月二十日	
年月日役名氏、名、住就、任、役名、氏、名、住に役員	同条第十七項の規規定により、次の	()	及び就任した旨の届出ば律第百九十五号)第十二	定により公示する。とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項とおり土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	
同一一若一松、正一樹、安八郡神戸町大字柳瀬、一五八九番地			が就任	土地改良区役員の退任及び就任	岐
同田中、千、尋、安八郡神戸町大字神戸、二一七三番地					阜
同一川瀬、郁男、揖・斐郡池田町池野・一六一番地	九	平成二三・	也良区	南濃北部土	県
監事 伊藤 文雄 揖斐郡池田町杉野 一四七番地の三		ī	[t ī	公
同 若園 好弘 安八郡神戸町大字落合 四九八番地	E E	認可年	良 区 名	土地	報
同一若、園、重、雄、安八郡神戸町大字新屋敷、五八七番地	肇	知事古田	岐阜県知事		Ž
同 竹中喜 一安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一				平成二十三年五月二十日	
同 児 玉 新 一 安八郡神戸町大字丈六道 三八九番地		同条第三項の規定により公示する。	たので、同条第三項の場	地改良区の定款の変更を認可したので、	平
同 五十川 數 雄 安八郡神戸町大字田 二五〇番地の一	により、次の土	十条第二項の規定に	律第百九十五号)第三-	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	成 2:
同 増田金 一 安八郡神戸町大字末守 五七八番地			認可	土地改良区の定款の変更認可	3年5
同 高岡 信行 安八郡神戸町大字北一色 六五四番地					月 20
同 林 育 夫 安八郡神戸町大字横井 一六七番地	- - - 八	平成三・	本上地区	Щ	日
同 國一枝一敏 晴 揖斐郡池田町白鳥 五七八番地	〇 九	平成二・一〇	洞地	県営ため池等整備事業	(15
同 石田三比朗 揖斐郡池田町六之井一〇二四番地の一七	五五	平成三・	池地	新	0)

	第2249号	岐	阜	県	公	報	平成 23 年 5 月 20 日	(152)
平成二十三年五月二十日発行								
発 発 行 所 者								
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号								
編集								
各務原市テクノプラザー ー								
ー ブイ・アール・テクノセンター								